

## 幼児教育の無償化についての意見

平成 30 年 10 月 9 日／全国保育協議会

### (1) 「支給認定区分による食材料費の負担方法の違い」への意見

「保護者から実費として徴収している通園送迎費、食材料費、行事費などの経費については、無償化の対象から除くことを原則とすべき」とされています。

保育所等では、3号認定子どもには「主食費・副食費」が保育料に含まれ、2号認定子どもには「副食費」のみが保育料に含まれています。

改正児童福祉法第1条は、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」と定めています。

そして、保育所保育指針第3章の2「食育の推進」において示されているとおり、食育は保育の根幹として、各施設での取り組みがすすめられています。

さらに、子ども一人ひとりの状況に応じて、アレルギー児への対応や、宗教上の理由による食べられない食材への対応、障害のある子どもへの対応など細部にわたる食材の配慮（除去食・代替食等）を行っています。あわせて、家庭での食のあり方が変化し、保育所等での食事が栄養のバランスを考えるうえでも重要な役割を担っています。

また、3号認定子どもについては、一人ひとりの成長に応じた離乳食の調理などに個別に対応できる食材を使っています。

このような食育や食事への対応には、食材料費を実費徴収とすることはなじまないと考えます。

本日示された資料 3-3「検討事項」2. (3) アには、2号認定子どもの「主食費」が「実費徴収」と記載されています。

しかし、全国保育協議会「会員の実態調査 2016」(※1)の調査結果をみると、「給食の対応・3歳以上の主食」の問いへの回答には、「家庭より主食を持参」42.2%、「主食代は自治体が補助し提供」9.3%であり、あわせて50%を超える施設では、主食費の実費徴収はされていません。これは現状において、保護者は「主食代が保育料に入っていない」と認識していると読み取れます（「主食代を保護者から徴収し提供」の回答は40.4%）。

幼児教育の無償化により、保護者の負担が軽減されるにも関わらず、保育の一部として保護者に認識されている食育（食事）について、逆に負担が増えるような実費徴収はすべきではありません。

また、食材料費を納めることのできない（滞納等のある）保護者の子どもは、食事ができなくなってしまうような事態は、格差を生むことにもつながり、食育の観点からも避け

るべきです。

食育は、児童福祉施設としての保育所等の役割として、守られるべき子どもの発達を保障するために必要な取り組みです。食育をこれまで同様に継続するため、子どもたちへの十分な配慮をするためにも、食材料費を実費徴収としないください。

食材料費が実費徴収となり、不安定な財源となることを避け、安定的な財源とするためにも、食材料費について現状を維持すべきです。

## (2) 年齢についての考え方への意見

幼児教育の無償化にともない、満3歳児の支給認定について整理すべきです。

子ども・子育て支援法 第19条において「満3歳に達したとき」3号認定から2号認定となるものとされています。2号認定子どもである満3歳児（3号認定子どもであった時から引き続き2歳児クラスである子ども）と、1号認定子どもである満3歳児（3歳児クラスの満3歳児の子ども等）は、同じ満3歳児であるにも関わらず扱いが異なっています。

幼児教育の無償化にともない、3号認定から2号認定か1号認定への変更について、保護者に不公平が生じるような扱いとすべきではありません。考え方を統一することで、保護者（子ども）にとってもわかりやすく、事業者にとっても運営しやすくなると思います。

3号認定子どもが満3歳となった時点で支給の変更を行うのではなく、年度による支給認定とし、支給認定の始期は、学年初日の前日とすべきです。そのことにより、幼児教育の無償化の「満3歳児」の範囲も確定されます。

子ども・子育て支援法において、「子ども」は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう、とされています。

改正認定こども園法において、「子ども」とは、小学校就学の始期に達するまでの者をいう、とされています。文言の定義について整合をとるべきです。

### (※1) 全国保育協議会 会員の実態調査 2016

- ・調査対象 全国保育協議会 会員施設 21,185 か所
- ・調査時期 平成28年9月～12月 有効回収数 5,873件 有効回答率 27.7%
- ・全国保育協議会ホームページに調査結果報告書を掲載

<http://www.zenhokyo.gr.jp/cyousa/cyousa.htm>

- ・「3歳以上児の主食」の回答 (n=5,845)

「家庭より主食を持参」42.2% 「主食代を保護者から徴収し提供」40.4%

「主食代は自治体が補助し提供」9.3% その他 5.3% 無回答 2.7%

(%は、四捨五入により合計が100%とならない)